

## 動き出した米国のTax Inversion対策

### 1 Tax Inversionとは何か

Tax Inversion（以下「TI」という。）とは、実効税率の高い米国に所在する法人が、実効税率の低い、英国、アイルランド、カナダ等に所在する法人を買収し、米国法人が、その納税地を法人の実効税率の低い買収した法人の居住地国に移すことをいう。したがって、この用語は意識すれば「納税地の海外移転」ということになる。

このような現象が生じた背景には、米国の高い実効税率（約40%）が原因といわれている。海外移転先となっている、英国は2015年から法人税率が20%、アイルランドは12.5%、カナダは連邦税と州税があるので、その所在する州により異なるが、おおむね20%台の間である。

なぜ、この問題が注目を集めるようになったかということであるが、2014年5月に米国の大手製薬会社であるファイザー社が、英国の製薬会社であるアストラゼネカ社の買収を試みた事例がある。その目的がTIによる税負担の軽減といわれ、米国の有力法人の海外移転ということで、この動きが続くと米国の財政収入に与える影響も大きく、米国政府は危機感を持ったのである。また、同様に、同年7月に米国製薬会社アッヴィ社がアイルランドの製薬会社シャイヤー社買収に動いた。さらに、米国の有名なハンバーガー小売法人であるバーガーキング社が、カナダのドーナツチェーン店であるティム・ホートンズ社の買収を計画し、カナダ法人になるという事態が報じられ、このハンバーガー店の不買運動を行うべきという議会筋の意見も出たほどである。

### 2 TIの前例となるCI取引

#### (1) 米国における事例

米国では1990年代以降、本社機能をタックスヘイブン等の海外に設立して移転する取引（Corporate Inversion Transaction:以下「CI」という。）が問題視された。この事態を受けて、米国のブッシュ政権にとって第2期目となる大統領選挙直前の2004年10月22日に2004年税制改正（American Jobs Creation Act of 2004:以下「改正法」という。）が行われ、その対策が講じられた。このCIの目的は、米国源泉所得以外の国外所得をタックスヘイブン所在の親法人の管轄下に置くことで、国外から還流する所得に対する米国の課税を回避すると共に、米国のタックスヘイブン税制等の適用リスクを避けることであった。

CIに係る改正法は、2003年3月4日後の取引に関して適用となった。この改正法は、CIに関しては次のような2通りの対応策を講じている。

- ① 米国法人等の株主であった者が、外国法人であるタックスヘイブン持株会社の議決権株式又は価値の80%以上を保有している等の要件を満たす場合、米国における課税上、この外国法人を米国法人として扱うよう措置した。
- ② 米国法人等の株主であった者が、当該外国法人等の議決権株式又は価値の80%未満、60%以上を保有している場合、この外国法人を外国法人として扱うことになるが、純損失の控除又は外国税額控除を使用することができないことになった。
- ③ 60%未満の場合は対象外となっている。

# Topics of International Taxation

## (2) 平成19年度改正 (CI対策税制)

日本においても平成19年度(2007年)改正により、CIに対する対抗立法が行われた。内国法人の株主が組織再編により特定外国法人(外国関係会社のうち軽課税のもの)を通じて内国法人の持分の80%以上を間接保有することになった場合、当該特定外国法人の留保所得を株主である居住者又は内国法人の所得に合算課税することになった。

このような事態が生じた背景には、会社法改正に伴う対価の柔軟化により、組織再編における対価となるものは、株式以外に、社債、新株予約権、新株予約権付社債、それ以外の金銭等の財産、存続会社の株式以外の株式(存続会社等の親会社の株式)等が新たに規定されたため、三角合併として、消滅会社の株主に対して存続会社の親会社の株式を合併の対価として交付することができるようになったからである。

## 3 2014年9月22日の米国財務省発表

米国財務省に対して、TIに対する有力な対策が講じられるという点を疑問視するむきもあった。米国議会では、一部の議員からアーニング・ストリップング(支払利子規制の税制)を導入すべきという意見もあった。この意見は、英国親会社・米国子会社という組織再編後に、米国における課税所得減少の手段として、米国子会社に英国親会社が貸付を行い、支払利子を損金計上して課税所得を圧縮するという手法を規制することがその意図である。要するに、この規制は、課税所得が米国から英国に移転することを防止するためのものであるが、多くの賛同を得ることができなかった。

米国財務省は、2015財政年度における法改正を財務省の意見をまとめた文書(Facts Sheet: Treasury Actions to Rein in Corporate Tax Inversions: 以下「財務省通知」という。)を2014年9月22日に公表した。

財務省通知の骨子を説明するために、従前に

米国法人であった法人が納税地を英国に移し、親会社である英国法人(以下「P社」という。)の英国子法人(以下「S社」という。)となった場合を例とする。

この場合、S社の英国における事業割合が25%未満であり、かつ、旧S社の米国株主がP社の60%以上の株式を所有していることがS社に該当すれば、旧S社から株主の所有権が継続しているものとして課税関係が生じることになる。そして、株主の継続所有権が80%以上である場合、S社はその所在地にかかわらず、米国法人として扱われることになり、納税地を海外に移転したことの課税上の意義はなくなることになる。さらに、株主の継続所有権が80%未満、60%以上である場合、米国は、課税上、S社が外国法人であることを認めるが、S社の米国における課税において規制があることになる。

今後、この財務省通知は具体的な法案となることが予測されるが、この示された骨子は、CI規制の税制と類似した内容といえる。

今の段階でこの骨子について批判することは無理があるかもしれないが、あえていえば、CIは、米国と租税条約のない対タックスヘイブンの関連であるが、TIは、いずれもが米国と租税条約を締結している国との課税関係である。

米国の場合は、憲法の規定により、条約と国内法が同位になることから、条約の後に立法された国内法が条約に対して優先適用となる場合がある。過去に、米国国内法であった1980年立法の「外国人不動産投資税法」、1986年立法の「支店利益税」が租税条約に優先適用となった事例であるが、租税条約を無視すれば、国際的三重課税の問題が生じることから、TIについては、この点からも注目する必要があるものと思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好